

**和歌山県公用車メンテナンス業務 及び 管理最適化計画策定支援業務委託
仕様書**

本仕様書において、甲とは和歌山県をいい、乙とは受託業者をいう。

1. 業務名

和歌山県公用車メンテナンス業務 及び 管理最適化計画策定支援業務委託

2. 業務目的

公用車の管理業務を一元化し、メンテナンス業務をアウトソーシングすることで業務効率化を図るとともに、公用車管理の最適化を進めるため、必要な現状分析・課題抽出・計画策定の支援を行う。

3. 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 業務対象車両

- (1) 対象車両は、別紙2「対象車両一覧」のとおりとする。
- (2) 甲は、契約開始後に対象車両の増加及び減少並びに使用本拠の変更等が生じる場合、毎月、それらに係る情報を乙に通知するものとする。

5. 業務内容

A. 公用車メンテナンス業務

乙は、乙の指定する整備工場において、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及びその他関係法令（以下「法令」という。）に適合するよう、次に掲げる点検、整備、手続き及びそれらに付随する業務等を行うこととする。

(1) 定期的な点検整備及び車検整備

- ① 法定点検整備
 - ・ 法令で定められた期間に基づき、点検及び整備を行うこと
- ② 継続車検整備
 - ・ 法令で定められた期間に基づき、点検、整備及び手続き（自動車重量税・自動車損害賠償責任保険料の支払等を含む。）を行うこと
- ③ スケジュール点検（甲乙協議により定めるメンテナンス基準による点検をいう）
 - ・ 車両状況及び使用状況に応じ、各メーカーの推奨基準により定期的な点検及び整備を行うこと
 - ・ 法定点検整備、車検整備を実施する月は、実施を省略することとする
- ④ 一般修理
 - ・ 車両を安全運行に支障をきたさないよう、常時、十分な機能が働く状態にするための予防整備を行うこと。なお、それらの作業に生ずる消耗品及び摩耗部品代を含むこととする
- ⑤ エンジンオイル（オイルエレメント含む）等の油脂類の交換

- 各メーカーの推奨基準により交換することとし、各車両に適合するものを使用すること

⑥ バッテリーの交換

- 各メーカーの推奨基準及び安全運航に支障をきたさないよう交換すること

⑦ タイヤ交換

- 各メーカーの推奨基準及び安全運航に支障をきたさないよう交換すること
- 夏タイヤと冬タイヤの交換を行うこと。対象車両は別途提供資料のとおり

⑧ その他消耗品の交換・補充

- ワイパー、ワイパーゴム、ウインドウォッシャー液、不凍液、電球類など、安全かつ円滑な正常使用に必要なもの
- 点検時に必要に応じ、交換・補充を行うこと

⑨ エアコンディショナーの修理及びガスチャージ（交換・補充）

（2）臨時の点検整備及び故障修繕

① 正常な使用中における故障の修理及び部品の交換

② ロードサービス

- 路上故障等の緊急時における救援で 24 時間 365 日利用可能なものの（ただし事故時は除く）
- 現場での応急修理ができないときは、甲乙協議の上、指定工場又は最寄りの乙の提携工場への入庫の調整、レッカー車の手配などの必要な措置を講じること

（3）代車の提供

交通事故等を除き、法定点検、継続車検及びスケジュール点検により、一定期間車両が使用できないと見込まれかつ甲が求めた場合は、乙は、年末年始等連休の時期で代車手配が物理的に不可能な場合を除き、乙が選定した代車を甲に提供する。

なお、代車は原則 AT 車とし、対人賠償無制限、対物賠償 100 万円（免責なし）以上の自動車保険を付帯したものとすること。

（4）車両の受け渡し

- 乙は、公用車メンテナンス業務を行うにあたり、車両の受け渡し場所は原則として車両の使用本拠とする。ただし、乙は、車両の使用本拠での車両受け渡しが困難な場合は、その都度、受け渡し方法について甲乙協議の上、決定することとする。
- 車両が使用本拠以外の場所において自走不能の状態に陥り、または安全上の理由から自走して使用本拠へ帰着することが適当でない場合又は甲が申し出た場合は、甲乙が協議の上、引き取り場所を定める。
- 車両の受け渡しに要する費用は乙の負担とする。ただし、和歌山県外の場所において車両の引き取りが必要となった場合は、甲がその費用を負担する。
- 乙は、車両の点検・整備等の完了後、速やかに甲へ車両を返還することとする。

(5) 緊急時対応

緊急時のトラブルに対応する 24 時間 365 日利用可能な問い合わせダイヤルを設置すること。

(6) 車両管理 Web 情報サービスの提供

契約情報、車両毎の基礎情報、点検・整備履歴を閲覧できる車両管理情報 web サービスを提供すること。

(7) 整備工場の確保・指定

- ① 乙は、車両を主にメンテナンスする整備工場を、各車両の使用本拠から原則、車で概ね 60 分以内に所在する中から選定・指定（以下、「指定工場」という。）し、契約後速やかに指定工場及びその所在地の一覧を甲に提出すること。
- ② ①の条件下で指定工場を確保することが困難な場合、乙はあらかじめその旨を甲に通知し、甲の承諾を得ること。
- ③ 指定整備工場の選定にあたっては、和歌山県競争入札参加資格者名簿に登録のある業者を優先的に指定すること。
- ④ 指定にあたっては、和歌山県の事務及び事業における暴力団の排除に関する要綱（平成 23 年施行）を遵守すること。

(8) その他留意事項

- ① 乙は、点検、整備等実施中に、委託業務に含まれない各種整備を必要とする箇所を発見したときは、直ちにその旨を甲に連絡して甲の指示に従うものとする。
- ② 乙は、甲の車両の点検、整備等を実施するときは、事前に甲に連絡し、甲の業務に支障が生じないように、日程等について調整を行うものとする。
- ③ 乙は、甲乙があらかじめ調整した期日までに点検、整備等が完了しないおそれのあるときは、遅滞なくその旨を甲に連絡し、甲の承諾を得ること
- ④ 甲は、点検、整備等の終了した車両の返還後、公用車所有所属の確認の結果、指示した点検、整備等につき不良箇所を発見したときは、直ちに乙に不良箇所を再び点検、整備等をさせることができる。ただし、乙が保安上又は運行上の理由により、再び点検、整備等をする必要がないと判断した場合は、これを拒むことができる。この場合、乙は当該点検、整備等を行った箇所の欠陥により甲に損害を与えたときには、そのすべての責めを負うものとする。

(9) 公用車メンテナンス業務に含まれないもの

次の原因により発生した故障、不具合に対する修繕等は、委託業務に含まれないものとする。

- ① 甲の故意又は重過失に起因するもの
- ② 交通事故に起因するもの
- ③ 天災、地変、その他不可抗力に起因するもの
- ④ シート（縫い目の綻びやへたりのみ）、カーナビ、ドライブレコーダー、ETC 車

載器、ホイール、アクセサリー（バイザー、フロアマット、マッドガード、タイヤチェーン等）の修理又は交換

- ⑤ 文字、マーキングなどの書換え又はステッカーシール等の張替え
- ⑥ 甲の過失によるトラブルの対処費用（キーロック、ガス欠）
- ⑦ ホイールキャップなどの紛失及びタイヤ・ホイールなどの盗難の場合の補てん
- ⑧ ガラスの油膜取りや各種添加剤や水抜き剤の提供
- ⑨ 経時変化により発生した不具合（塗装、メッキ等の自然褪色）の修理
- ⑩ 乙の了解を得ずに行った指定整備工場以外での整備・修理及びそれに起因する不具合の修理
- ⑪ 車両が使用できることにより発生した費用（交通費、宿泊費、休業補償等）
- ⑫ 甲が業務上使用した燃料費、駐車料金、高速料金に関する経費の精算業務

B. 公用車管理最適化計画策定支援業務

（1） 現状分析・課題抽出

- ① 現在の公用車の保有台数、車種、車齢、走行距離、用途、稼働状況、管理方法等を、継続車検情報、甲が提供する運転日報等の情報をもとに把握・分析し、コスト、業務効率、安全性及び環境負荷等の観点から、本県の公用車管理に係る課題の抽出を行いまとめた資料（以下、「課題分析資料」という。）を甲に提出すること。
- ② 乙において、テレマティクスサービス等、乙の有するサービス、技術、ノウハウ等を活用し、独自の手法により、①にかかる分析の実施及び予約・稼働状況のデータ収集・分析を行うことは妨げない。

（2） 最適な管理方法の検討

- ① 現状分析・課題抽出を踏まえ、メンテナンスリースの導入等を含めた最適な公用車の管理方法を検討するとともに、その実現に向けて甲が策定する事業計画（以下、「公用車管理最適化計画」という。）の策定に資する資料（以下、「計画資料」という。）を提出すること。
- ② 計画資料は令和9年4月1日を始期として、短期（概ね5年）・中期（概ね10年）・長期（概ね20年）の各フェーズ別に行い、次の項目については必ず検討を行うこと。

<必須検討項目>

- 車両台数等
車両の台数、車種、配置等の見直し
- 保有方法
メンテナンスリースをはじめ、カーシェアリング、レンタカー等、所有以外の保有方法の是非
- 利用方法
利用環境・利用効率等の改善に資する予約・管理システム、テレマティクスサービス、カーエレクトロニクス等の導入の是非
- コストシミュレーション
本県における今後20年間の車両管理に係る直接費・間接費の試算、及

- び、管理方法別の比較
- ・ その他
乙において、車両台数等の見直しによる環境負荷軽減効果など、独自指標をもとに提案を行うことは妨げない。

(3) 課題分析資料及び計画資料の提出

- ① 乙は、課題分析資料及び計画資料を次の期限までに提出すること。

形 式：データー式（Word、Excel 又は PowerPoint）

A4 紙資料（5部）

期 限：中間報告 令和8年6月15日（月）

最終報告 令和8年12月28日（月）

様 式：任意様式とする

C. 公用車管理一元化支援業務

- (1) 乙は、法定点検、継続車検及びスケジュール点検の期日管理を確実に実施することができるよう、①当初点検計画 並びに 業務責任者、業務担当者を記載した②業務実施体制表をそれぞれ作成し、令和8年4月10日（金）までに甲に提供すること。
- (2) 乙は、当該事業の確実な履行に必要な範囲で甲及び公用車保有各所属に対しヒアリングを実施すること。
- (3) 乙は、業務フロー及び当該事業を受けて各所属が行う手続き、手順等をまとめたマニュアルを作成すること。
- (4) 乙は、公用車管理最適化計画の策定及び実行に向けて甲が作成する庁内説明資料の作成補助を行うこと。

6. 委託料の支払方法

- (1) 委託料の支払方法は、毎月払い（履行後翌月払い）とする。
- (2) 甲が業務対象車両の増加及び変更並びに使用本拠等の変更を通知し、それにより委託金額に変更が生じる場合の取扱いは、甲乙が協議の上、決定するものとする。

7. その他

本仕様書に定めのない事項又は契約内容に疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、決定するものとする。